

確認済証等記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 下関市建築主事

郵便番号
届出者 住所
氏名

下記のとおり確認済証等の記載事項を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

確認番号		第	号	確認年月日	年	月	日
区分		変更前		変更後			
建築主	住所						
	氏名						
	電話番号						
工事 監理者	資格	建築士()	登録第	号	建築士()	登録第	号
	氏名						
	建築士 事務所名	建築士事務所()	登録第	号	建築士事務所()	登録第	号
	所在地						
	電話番号						
工事 施工者	氏名						
	営業所名	建設業の許可()	第	号	建設業の許可()	第	号
	所在地						
	電話番号						
変更の理由							

添付書類：確認済証及び確認申請書(計画通知書)の副本

(注意)

- 届出者は建築主とすること。建築主が法人の場合にあつては、届出者の住所及び氏名は当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名とすること。
- 建築主を変更する場合においては、届出者は変更前及び変更後の建築主とすること。ただし、建築主が法人の場合は、この限りでない。

伺	課長	主幹	課長補佐	主査	係長	主任	係

上記のとおり変更届の提出があつたので記載事項を変更し別紙のとおり通知したい。

公印使用年月日	押印者	管理者等

確認済証等記載事項変更届

年 月 日

(宛先)下関市建築主事

郵便番号

住所

届出者 氏名

郵便番号

住所

氏名

下記のとおり確認済証等の記載事項を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

確認番号		第	号	確認年月日	年	月	日
区分		変更前		変更後			
建築主	住所						
	氏名						
	電話番号						
工事 監理者	資格	建築士()登録第	号	建築士()登録第	号		
	氏名						
	建築士 事務所名	建築士事務所()登録第	号	建築士事務所()登録第	号		
	所在地						
	電話番号						
工事 施工者	氏名						
	営業所名	建設業の許可()第	号	建設業の許可()第	号		
	所在地						
	電話番号						
変更の理由							

添付書類：確認済証及び確認申請書(計画通知書)の副本

(注意)

- 届出者は建築主とすること。建築主が法人の場合にあつては、届出者の住所及び氏名は当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名とすること。
- 建築主を変更する場合には、届出者は変更前及び変更後の建築主とすること。ただし、建築主が法人の場合は、この限りでない。

伺

課長	主幹	課長補佐	主査	係長	主任	係

上記のとおり変更届の提出ががあつたので記載事項を変更し別紙のとおり通知したい。

公印使用年月日	押印者	管理者等

確認済証等記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 下関市建築主事

建築主変更の場合は連名の様式を使用してください(注)

郵便番号 〒750-0006

届出者 住所 下関市南部町1番1号

氏名 下関 太郎

下記のとおり確認済証等の記載事項を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

確認番号	第H31確認建築下関市12345号	確認年月日	令和元年7月1日
区分	変更前	変更後	
建築主	住所		
	氏名		
	電話番号		
工事 監理者	資格	二級建築士(山口県知事)登録第12345号	二級建築士(山口県知事)登録第12345号
	氏名	山口 太郎	下関 花子
	建築士 事務所名	一級建築士事務所(山口県知事)登録第56789号 下関一級建築士事務所	一級建築士事務所(山口県知事)登録第56789号 下関一級建築士事務所
	所在地	山口県下関市南部町1番1号	山口県下関市南部町1番1号
	電話番号	083-231-1111	083-231-1111
工事 施工者	氏名		
	営業所名	建設業の許可()第 号	建設業の許可()第 号
	所在地		
	電話番号		
変更の理由	工事監理者が退職するため		

添付書類：確認済証及び確認申請書(計画通知書)の副本

(注意)

- 届出者は建築主とすること。建築主が法人の場合にあつては、届出者の住所及び氏名は当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名とすること。
- 建築主を変更する場合においては、届出者は変更前及び変更後の建築主とすること。ただし、建築主が法人の場合は、この限りでない。

課長	主幹	課長補佐	主査	係長	主任	係

伺

上記のとおり変更届の提出があつたので記載事項を変更し別紙のとおり通知したい。

公印使用年月日	押印者	管理者等

記載事項変更の注意点

建築主、監理者の変更については原則として記載事項変更届の提出が必要です。

1. 届出の前に完了検査申請書が未提出であることを必ず確認して下さい。
 - * 完了検査申請書を受け付けた後の変更は認められません。
2. 届出者は建築主です。
 - * 建築主を変更する際には、届出者は旧建築主と新建築主の連名です。(法人除く)
3. 変更届を提出する時は、記載事項変更届及び、確認済証(確認申請書の副本)を持って来
4. 変更の理由を必ず記入して下さい。